

(証券コード1787)  
2020年6月8日

株主各位

東京都中央区新川二丁目5番2号

株式会社 **ナカボーテック**

代表取締役  
社長 名井 肇

## 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、経団連等より株主総会出席を控えることを推奨されていることも踏まえて本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

書面による事前の議決権行使の際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川二丁目5番2号  
当社本店7階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第77期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役3名選任の件  
第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。
  - ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合、並びに株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://nakabohtec.co.jp/ir/index.html>)に掲載させていただきます。
  - ◎今般の新型コロナウイルス感染拡大防止を背景とした株主総会運営迅速化の指摘を踏まえ、従来実施しておりましたスライド投影による事業報告内容の説明を本株主総会では行わず、事前にも上記ウェブサイトに掲載することといたしました。当該スライドは、6月22日以降に同ウェブサイトでご覧いただけますので、株主の皆様におかれましては是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内でマスク着用等をお願いする場合がございます。

(提供書面)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におきましては、老朽化する社会インフラへの維持管理、長寿命化への取り組みが続いており、期初から港湾設備の維持補修案件が幅広く出件され、新型コロナウイルス感染症の影響も軽微なものに留まりました。このような状況のもと、当社は、調査業務や提案営業に注力しつつ、新技術・新工法の開発、展開に積極的に取り組んでまいりました。

結果、受注高は、港湾・陸上分野の伸びにより前事業年度に比べ399百万円増の11,467百万円となり、売上高は同43百万円増の11,019百万円となりました。受注残高は前事業年度末に比べ448百万円増の2,453百万円となりました。

損益面では、港湾分野の利益率が上昇し、経常利益は前事業年度に比べ25百万円増の664百万円となり、当期純利益は同29百万円増の466百万円となりました。

各事業別の概況は以下のとおりであります。

港湾事業は、期初より活発な出件があり、受注高は前事業年度に比べ658百万円増の7,176百万円となり、売上高は同387百万円増の6,735百万円となりました。

地中事業は、保守点検業務を中心に、受注高は前事業年度に比べ79百万円増の2,579百万円となり、売上高は同21百万円増の2,478百万円となりました。

陸上事業は、防汚大型工事の出件があり、受注高は前事業年度に比べ167百万円増の1,003百万円となったものの、売上高は同79百万円減の894百万円となりました。

RCその他の事業は、RC案件の減少等により、受注高は前事業年度に比べ505百万円減の707百万円となり、売上高は同285百万円減の911百万円となりました。

なお当社は、安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回りを総合的に勘案して決定する従来の利益配分方針に加え、2019年5月9日開催の取締役会において、その具体的目標として、配当性向70%を目標とし、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年度以降5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行う方針を決定し、東京証券取引所に開示しております。

上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、当期の期末配当につきましては、直近の配当予想から15円増配し、1株当たり130円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業別売上高は、次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業区分	販売区分	第 77 期 (当事業年度)		第 76 期		対前期増減率  (%)
		売上高	構成率 (%)	売上高	構成率 (%)	
港湾事業	完成工事高	5,626	51.1	5,007	45.6	12.4
	製品等売上高	1,108	10.1	1,340	12.2	△17.3
	計	6,735	61.1	6,347	57.8	6.1
地中事業	完成工事高	2,397	21.8	2,373	21.6	1.0
	製品等売上高	80	0.7	83	0.8	△3.1
	計	2,478	22.5	2,456	22.4	0.9
陸上事業	完成工事高	375	3.4	335	3.1	12.0
	製品等売上高	519	4.7	639	5.8	△18.8
	計	894	8.1	974	8.9	△8.2
RC事業	完成工事高	608	5.5	1,140	10.4	△46.6
	製品等売上高	1	0.0	18	0.2	△93.3
	計	609	5.5	1,159	10.6	△47.4
国際事業	完成工事高	26	0.2	—	—	—
	製品等売上高	274	2.5	37	0.3	641.6
	計	301	2.7	37	0.3	712.8
全社合計	完成工事高	9,034	82.0	8,856	80.7	2.0
	製品等売上高	1,984	18.0	2,119	19.3	△6.3
	計	11,019	100.0	10,976	100.0	0.4

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

引き続き、借入金残高はゼロで推移しております。

### ② 設備投資

当事業年度の設備投資額は133百万円で、その主な内容は、営業所の土地買取り及び鑄造用鑄型の更新であります。

### (3) 財産及び損益の状況

当事業年度及び過去3年間の業績の推移は次表のとおりであります。

区 分	第 74 期	第 75 期	第 76 期	第 77 期 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	10,689	11,064	11,068	11,467
売 上 高 (百万円)	10,926	10,918	10,976	11,019
経 常 利 益 (百万円)	851	469	638	664
当 期 純 利 益 (百万円)	575	320	437	466
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	111円32銭	62円07銭	171円81銭	185円59銭
総 資 産 (百万円)	10,461	10,556	10,762	10,576
純 資 産 (百万円)	7,105	7,180	7,142	7,122
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,376円34銭	1,391円79銭	2,822円48銭	2,863円07銭

(注) 1. 2018年10月1日付けで普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 受注高等の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の事業活動におきましては、公共投資の量的制約、受注競争の激化、原材料価格や労務費の上昇、与信リスクの顕在化などのダウンサイド・リスクを認識する必要がありますが、ライフサイクル・コストの観点から、維持補修を中心としたインフラ整備の方向性は、設備の延命化を目的とする当社防食事業にとって追い風であると認識しております。

このような判断、現状認識のもと、当社は以下のことを対処すべき課題とし、全社一丸で収益基盤強化の取り組みを進めております。

1. 事業毎に技術に裏打ちされた提案営業を徹底し、防食効果の経済性を市場に浸透させ、既存の更新にとどまらず、無防食設備や従来認識されていなかった新たな対象の「掘り起こし」を図る。
2. 事業で培った技術力、営業力を総合的に活かし、新商品、新事業の展開を加速する。
3. 生産性向上や更なるコスト・ダウンの推進など、競争力と収益力の維持・改善を図る。
4. 人材を確保・育成し、将来想定される事業環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築する。

以上の実施に加え、日常の事業活動におけるたゆまぬ努力により、企業価値を高め、配当可能利益の確保に努めてまいります。

次年度（第78期）につきましては、港湾関連を中心とした堅調な需要を確実に捉え、生産性を高めていくことで、売上高112億円、経常利益6.7億円、当期純利益4.7億円を見込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点では見通しに織り込んでおりませんが、今後緊急事態宣言に伴う工事の延期・自粛が長期化した場合、業績に影響を与える可能性があります。

**(5) 主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社は電気防食工事、被覆防食工事、塗装防食工事及び腐食環境調査等総合的な防食に関する事業を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

なお、当社は建設業法に則り特定建設業「(特-27) 第4101号」許可のもとに、事業を行っております。

**(6) 主要な事業所及び使用人の状況** (2020年3月31日現在)

① 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都中央区	営業所	
支店		北海道営業所	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市	北陸営業所	新潟県新潟市
東関東支店	千葉県市原市	福島営業所	東北支店内
東京支店	東京都中央区	四国営業所	香川県高松市
名古屋支店	愛知県名古屋市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
大阪支店	大阪府大阪市	沖縄営業所	沖縄県那覇市
中国支店	広島県広島市	工場・調達	
九州支店	福岡県福岡市	製造・調達部	埼玉県上尾市
		研究所	
		技術開発センター	埼玉県上尾市

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
263名	-1名	41.86歳	15.75年

(注) 使用人数には再雇用者(エルダー社員)、契約社員等は含めておりません。

**(7) 重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

なお、三井金属鉱業株式会社は、当社の株式を781千株(自己株式114,637株を控除した持株比率31.39%)保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

**(8) 主要な借入先** (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,510,000株  
(2) 発行済株式の総数 2,602,500株  
(3) 株主数 545名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
三井金属鉱業株式会社	781,000	31.39
ナカボーテック取引先持株会	189,800	7.62
ナカボーテック社員持株会	158,195	6.35
株式会社 麻生	149,400	6.00
日本生命保険相互会社	67,500	2.71
中川 哲 央	64,350	2.58
有限会社 福田商事	52,000	2.09
株式会社 三井住友銀行	50,000	2.00
合同会社 ワイズ	50,000	2.00
三井住友信託銀行株式会社	50,000	2.00

(注) 持株比率は自己株式 (114,637株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	名 井 肇	最高業務執行責任者
代表取締役副社長	仲 谷 伸 人	執行役員事業開発本部長兼経営企画室、品質保証室主管
取 締 役	真 殿 宏	執行役員内部監査室、製造・調達部主管兼製造・調達部長
取 締 役	藤 原 博 方	執行役員事業統括本部長兼事業統括本部営業統括部長兼東京支店主管
取 締 役	阿 武 宏 明	執行役員経理部、総務部、安全環境室主管
取 締 役	南 正 信	執行役員事業統括本部名古屋支店主管兼名古屋支店長
取 締 役	中 川 哲 央	
取 締 役	木 部 久 和	三井金属鉱業株式会社常務執行役員関連事業統括部長
常 勤 監 査 役	綾 部 靖 彦	
監 査 役	門 脇 隆	三井金属鉱業株式会社常勤監査役
監 査 役	山 下 雅 司	三井金属鉱業株式会社執行役員関連事業統括部副事業統括部長兼企画担当部長
監 査 役	小 畑 明 彦	弁護士

- (注) 1. 取締役中川哲央氏及び木部久和氏は、社外取締役であります。
2. 監査役門脇隆氏、山下雅司氏及び小畑明彦氏は、社外監査役であります。  
 なお、当社は、監査役小畑明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
3. 監査役山下雅司氏は、三井金属鉱業株式会社の経理業務等を長年にわたり担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役霜出行雄氏は任期満了により、2019年6月27日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	134,901千円 (7,260千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	29,448千円 (10,890千円)
合計 (うち社外役員)	13名 (5名)	164,349千円 (18,150千円)

- (注) 1. 上記人員には、2019年6月27日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第51期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- ・2019年度役員退職慰労引当金
 

取締役	9名分	15,260千円(うち社外取締役2名に対し60千円)
監査役	4名分	2,090千円(うち社外監査役3名に対し90千円)
- なお、上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労金として費用処理した500千円を含んでおります。
5. 当社は役員賞与を廃止しており、支給額には役員賞与は含まれておりません。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第76期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し11,135千円

### ハ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり、取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づいて決定しており、定額報酬(月額)のみを支給いたします。取締役会では、取締役の報酬の決定について透明性を図るため、報酬委員会にその決定を委ねています。定額報酬は、各取締役の役位、職責、役割及び経営目標の達成等を考慮し決定いたします。

監査役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しており、定額報酬(月額)のみを支給いたします。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役木部久和氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の常務執行役員関連事業統括部長を兼務しております。
  - ・監査役山下雅司氏は、関係会社である三井金属鉱業株式会社の執行役員関連事業統括部副事業統括部長兼企画担当部長を兼務しております。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役中川哲央氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、創業者による創業の精神に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
  - ・取締役木部久和氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
  - ・監査役門脇隆氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席、また監査役会8回のうち6回に出席し、関係会社の監査役としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
  - ・監査役山下雅司氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、また監査役会8回全てに出席し、関係会社の業務執行者としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
  - ・監査役小畑明彦氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、また監査役会8回全てに出席し、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から当社の経営上有用な発言等を行っております。
- (注)当社では、取締役会に出席できない社外取締役及び社外監査役に対して事前に資料配布等を実施し、コメント等を述べるようにしております。  
また同様に当社では、監査役会に出席できない社外監査役に対して事前に資料配布等を実施し、コメント等を述べるようにしております。

## 4. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 現在の業務停止処分に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項  
該当事項はありません。
- (5) 責任限定契約に関する事項  
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人に対する報酬等の額
- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 19,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 19,000千円 |
- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査実績との整合性及び職務遂行状況、並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- (7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容  
該当事項はありません。
- (8) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。
- また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長が「社是」、「経営理念」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ② 取締役会規程等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制としております。
- ③ 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ることとしております。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、外部専門家を窓口にする内部通報制度(ホットライン)の運用等により、その適合性確保を図っております。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明をしております。

- ③ 取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- ④ 執行役員は取締役会での決定事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画の策定及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

## (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

## (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置きます。また、当該使用人の人選については、取締役からの独立性に配慮しつつ、監査役の意見を参考として決定し、当該使用人の異動、人事評価等については、常勤監査役と事前に相談を行います。当該使用人が監査役の職務を補助するにあたっては、取締役から独立して監査役を補佐し、監査役会等において監査役からの指示を受けるとともに、指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行います。

## (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び社内規則に従って、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を報告しております。

## (8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

## (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コ

ンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長又は会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

### (1) 取締役の職務の適正性及び職務の執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、取締役会に上程する審議事項に関する資料は、出席者が十分な準備を行えるように事前配布とし、必要に応じて議案の事前説明を行っております。取締役会では取締役及び監査役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っております。

社外役員は、独立した立場にて専門的見地から意見を表明し、取締役の業務執行に関し提言を行っております。また、社外役員は工事施工現場の視察を実施するなど幅広い理解の促進を図っております。

経営方針会議と執行役員制度を導入し、取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標並びにその他重要事項について、迅速な業務執行とその実現に取り組んでおります。当事業年度において経営方針会議を23回開催いたしました。

### (2) コンプライアンスに対する取り組み

法令遵守が企業活動の前提であることを社内へ徹底するとともに、監査役、会計監査人及び内部監査部門が各立場にてモニタリングを実施し、お互い連携をすることでコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、外部の弁護士事務所を通報窓口とする内部通報制度を設け、社内へ周知をしております。

### (3) リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用をし、当事業年度において、13回開催いたしました。同委員会では、各種リスクの把握やその対応について協議をし、その状況を経営方針会議に報告をしております。

#### (4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度において8回開催いたしました。監査役会では、各監査役が監査に関する重要な事項について報告をし、協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会ほか、経営方針会議などの重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認しております。

また、監査役は、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会の設定、内部監査室との連携及び社長、会計監査人との間で定期的な意見交換を実施し、監査の実効性を図っております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,111,121</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,423,602</b>
現 金 預 金	588,969	支 払 手 形	279,578
受 取 手 形	479,571	電 子 記 録 債 務	472,851
電 子 記 録 債 権	501,597	工 事 未 払 金	568,058
完 成 工 事 未 収 入 金	3,203,900	買 掛 金	217,583
売 掛 金	625,932	未 払 金	27,649
商 品 及 び 製 品	321,042	未 払 費 用	82,663
未 成 工 事 支 出 金	72,433	未 払 法 人 税 等	234,940
材 料 貯 蔵 品	67,016	未 払 消 費 税 等	56,439
関 係 会 社 預 け 金	3,189,232	未 成 工 事 受 入 金	40,289
前 払 費 用	51,624	完 成 工 事 補 償 引 当 金	19,527
そ の 他	9,801	工 事 損 失 引 当 金	10,444
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,464,947</b>	賞 与 引 当 金	382,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>615,374</b>	そ の 他	31,577
建 物 ・ 構 築 物	289,526	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,029,530</b>
機 械 ・ 運 搬 具	6,762	退 職 給 付 引 当 金	919,154
工 具 器 具 ・ 備 品	61,352	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84,175
土 地	251,012	資 産 除 去 債 務	21,119
そ の 他	6,720	そ の 他	5,080
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>22,807</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,453,132</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>826,765</b>	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	235,786	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,057,987</b>
破 産 更 生 債 権 等	11,865	資 本 金	866,350
繰 延 税 金 資 産	478,226	資 本 剰 余 金	753,385
長 期 差 入 保 証 金	112,752	資 本 準 備 金	753,385
貸 倒 引 当 金	△11,865	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,781,891</b>
		利 益 準 備 金	197,611
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,584,279
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	28,600
		別 途 積 立 金	600,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,955,679
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△343,639</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	64,950
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	64,950
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,576,069</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,122,937</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>10,576,069</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日)

科 目	内 訳	金 額
	千円	千円
売 上 高		
完成工事高	9,034,707	
製品等売上高	1,984,949	11,019,657
売 上 原 価		
完成工事原価	7,266,017	
製品等売上原価	1,225,002	8,491,020
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,768,689	
製品等売上総利益	759,946	2,528,636
販売費及び一般管理費		1,907,032
営業利益		621,604
営業外収益		
受取利息配当金	28,608	
その他	14,825	43,433
営業外費用		
その他		819
経常利益		664,218
特別利益		
資産除去債務戻入益		525
特別損失		
固定資産除却損		0
税引前当期純利益		664,743
法人税、住民税及び事業税		215,992
法人税等調整額		△17,681
当期純利益		466,432

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資 準 備	本 金	そ の 資 剰 余	他 本 金 資 剰 余 本 金 計	利 準 備	益 金	そ の 他 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	利 益 剰 余 金 別 積 立 金	剰 余 金 繰 越 剰 余 金
当 期 首 残 高	866,350	753,385	0	753,385	197,611		28,600	600,000	4,805,584	5,631,796
期 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当									△316,337	△316,337
当 期 純 利 益									466,432	466,432
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)										
期 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	150,094	150,094
当 期 末 残 高	866,350	753,385	0	753,385	197,611		28,600	600,000	4,955,679	5,781,891

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△192,262	7,059,269	83,579	83,579	7,142,848
期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△316,337			△316,337
当 期 純 利 益		466,432			466,432
自己株式の取得	△151,376	△151,376			△151,376
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)			△18,629	△18,629	△18,629
期 中 の 変 動 額 合 計	△151,376	△1,282	△18,629	△18,629	△19,911
当 期 末 残 高	△343,639	7,057,987	64,950	64,950	7,122,937

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券	: その他有価証券 時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ	:	時価法
たな卸資産	: 未成工事支出金	個別法による原価法
	: 商品・製品・材料貯蔵品	月次総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	: 定率法によっております。 ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	: 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 : 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 : 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金 : 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- 賞与引当金 : 従業員の賞与支払いに備えるため、翌期支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金 : 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく必要設定額を計上しております。

#### 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要なヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

為替相場の変動等により損失の可能性がある外貨建売上及び仕入の予定取引について、これと同一通貨の為替予約を契約することにより、当該リスクをヘッジしております。

###### ③ ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引（為替予約）は実需の範囲内で行う方針としております。

###### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の残高とヘッジ対象である予定取引とは重要な条件がほぼ同じであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判断を省略しております。

##### (2) 消費税等（消費税及び地方消費税）の会計処理は税抜方式によっております。

##### (3) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額： 1,446,106千円

### 2. 保証債務

財形持家融資制度及び住宅資金斡旋制度に基づく、従業員の銀行借入に対する保証であります。

保証債務額： 998千円

### 3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は4,559千円であります。

### 4. 関係会社債権債務

関係会社債権： 3,189,232千円

関係会社債務： 5,438千円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額： 10,371千円

### 2. 関係会社との取引高

営業取引高 売上高： 一千円

仕入高： 58千円

その他の営業取引高： 19,529千円

営業外取引高 預け金に係る利息等： 18,209千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,602,500	—	—	2,602,500
合計	2,602,500	—	—	2,602,500
自己株式				
普通株式(注)	71,800	42,837	—	114,637
合計	71,800	42,837	—	114,637

(注)自己株式の普通株式増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

2018年5月21日の取締役会決議による自己株式の取得 1,100株

2019年5月9日の取締役会決議による自己株式の取得 41,700株

単元未満株式の買取による増加 37株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	316,337	利益剰余金	125	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	323,422	利益剰余金	130	2020年3月31日	2020年6月29日

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	3,633
賞与引当金	116,968
未払事業税	16,965
賞与引当金に係る未払社会保険料	19,316
退職給付引当金	281,445
役員退職慰労引当金	25,774
完成工事補償引当金	5,979
工事損失引当金	3,197
有価証券退職給付信託拠出損	31,791
資産除去債務	6,466
その他	9,864
繰延税金資産計	<u>521,402</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△28,664
固定資産圧縮積立金	△12,622
その他	△1,888
繰延税金負債計	<u>△43,175</u>
繰延税金資産の純額	<u>478,226</u>

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.15%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.10%
住民税均等割等	2.54%
税額控除	△4.06%
その他	△0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.83%</u>

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金調達の一必要が生じた場合には、主に銀行からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替の変動リスクの軽減を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引の可否を決定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは自由であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、工事未払金及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権債務管理要領に従い、営業債権について、各支店・営業所の営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、決裁権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （*）	時価（*）	差額
(1) 現金預金	588,969	588,969	—
(2) 受取手形	479,571	479,571	—
(3) 電子記録債権	501,597	501,597	—
(4) 完成工事未収入金	3,203,900	3,203,900	—
(5) 売掛金	625,932	625,932	—
(6) 関係会社預け金	3,189,232	3,189,232	—
(7) 投資有価証券			—
その他有価証券	234,136	234,136	—
(8) 支払手形	(279,578)	(279,578)	—
(9) 電子記録債務	(472,851)	(472,851)	—
(10) 工事未払金	(568,058)	(568,058)	—
(11) 買掛金	(217,583)	(217,583)	—
(12) 未払金	(27,649)	(27,649)	—
(13) 未払法人税等	(234,940)	(234,940)	—

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金、(5) 売掛金、並びに(6) 関係会社預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (8) 支払手形、(9) 電子記録債務、(10) 工事未払金、(11) 買掛金、(12) 未払金、並びに(13) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,650
② 長期差入保証金(*2)	112,752

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(\*2) 貸借物件において預託している長期差入保証金は、市場価格がなく、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金預金	588,969
受取手形	479,571
電子記録債権	501,597
完成工事未収入金	3,203,900
売掛金	625,932
関係会社預け金	3,189,232

## 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金は 又出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	三井金属鉱業株式会社	東京都品川区	42,129,465	機能材料 非鉄金属 自動車部品	(被所有) 直接 31.42	余剰資金の預入れ 営業上の取引 役員の兼任	余剰資金の預入れ 利息の受け取り	△31,790 18,209	関係会社 預け金	3,189,232

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

余剰資金の預入れについては、三井金属鉱業株式会社における関係会社預り金制度に基づくものであり、預け金に付される利息については、市場金利を勘案した上で、同社と利率を決定しております。

### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,863円07銭
2. 1株当たり当期純利益	185円59銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 ナカボーテック  
取締役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 島 祥 朗 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 原 論 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカボーテックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

## 株式会社ナカボーテック 監査役会

監査役(常勤)	綾 部 靖 彦	㊟
監 査 役	門 脇 隆	㊟
監 査 役	山 下 雅 司	㊟
監 査 役	小 畑 明 彦	㊟

(注) 監査役門脇隆、山下雅司及び小畑明彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分について、従来より安定配当を基本としつつ、配当性向、配当利回り等を総合的に勘案して決定する方針としており、その具体的目標として、配当性向70%を目途とすることに加え、安定配当の維持と資本効率の向上を図るため、2019年度より今後5年間の平均株主資本総還元率5%の範囲内で配当と自己株式の取得を行うこととしました。

上記の基本方針や当期の業績等を踏まえ、第77期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり130円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は323,422,190円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
* きむら ひろし 木村 浩 (1962年1月23日)	1984年4月 三井金属鉱業株式会社入社 2001年10月 同社機能材料事業本部薄膜材料事業部営業部長補佐 2002年2月 同社機能材料事業本部薄膜材料事業部技術部副部长 2004年10月 同社機能材料事業本部薄膜材料事業部技術部長 2007年4月 同社機能材料事業本部薄膜材料事業部企画室長 2013年6月 同社機能材料事業本部企画部長 2014年6月 吉野川電線株式会社代表取締役社長(現任)	0株

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. \*は新任の取締役候補者であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役綾部靖彦、門脇隆及び山下雅司の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	あやべ 靖彦 (1958年6月25日)	1981年4月 三井金属鉱業株式会社入社 1997年10月 同社総務部法務室室長補佐 2000年1月 同社総務部部長補佐 2001年7月 同社総務部法務室室長補佐 2002年10月 同社総務部法務室長 2008年4月 出向（バンパシフィック・カップー株式会社） 2009年6月 出向（神岡鉱業株式会社取締役） 2011年6月 三井金属鉱業株式会社リスク管理部長 2013年8月 同社総務部長 2016年1月 出向（当社特別顧問） 2016年6月 当社常勤監査役（現任）	600株
2	やました 雅司 (1962年10月4日)	1986年4月 三井金属鉱業株式会社入社 2009年6月 同社部品事業本部管理部長 2010年6月 同社自動車機器事業本部管理部長 2012年2月 同社財務部副部長 2013年6月 同社内部統制室長 2014年6月 同社財務部長 2016年1月 同社監査部長 2018年4月 同社執行役員監査部長 2018年6月 当社監査役（現任） 2019年6月 三井金属鉱業株式会社執行役員関連事業統括部副事業統括部長兼企画担当部長（現任）	0株
3	* くつない 哲 (1960年12月16日)	1984年4月 三井金属鉱業株式会社入社 2002年12月 同社財務部部長補佐 2005年4月 同社経営企画部経営企画室室長補佐 2008年10月 同社鋼箔事業本部企画管理部長 2011年6月 同社財務部副部長 2012年2月 同社財務部長 2014年6月 同社金属事業本部管理部長 2017年4月 同社執行役員経営企画本部広報部長 2018年6月 同社執行役員経営企画本部広報部長兼経理部長 2020年4月 同社執行役員経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長兼経営企画本部経理部長（現任）	0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. \*は新任の監査役候補者であります。
3. 山下雅司及び沓内哲の両氏は、社外監査役候補者であります。
  - (1) 社外監査役候補者の選任理由について
    - ① 山下雅司氏は、関係会社の財務、経理等を担当しており、財務、経理の経験等を当社監査に活かされることを期待しております。
    - ② 沓内哲氏は、関係会社の財務、経理等を担当しており、財務、経理の経験等を当社監査に活かされることを期待しております。
  - (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
 

山下雅司氏は、関係会社の豊富な経験及び経営的見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

沓内哲氏は、関係会社の豊富な経験及び経営的見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
  - (3) 社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数について
 

山下雅司氏の監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

#### 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任される監査役門脇隆氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準並びに従来の慣例に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

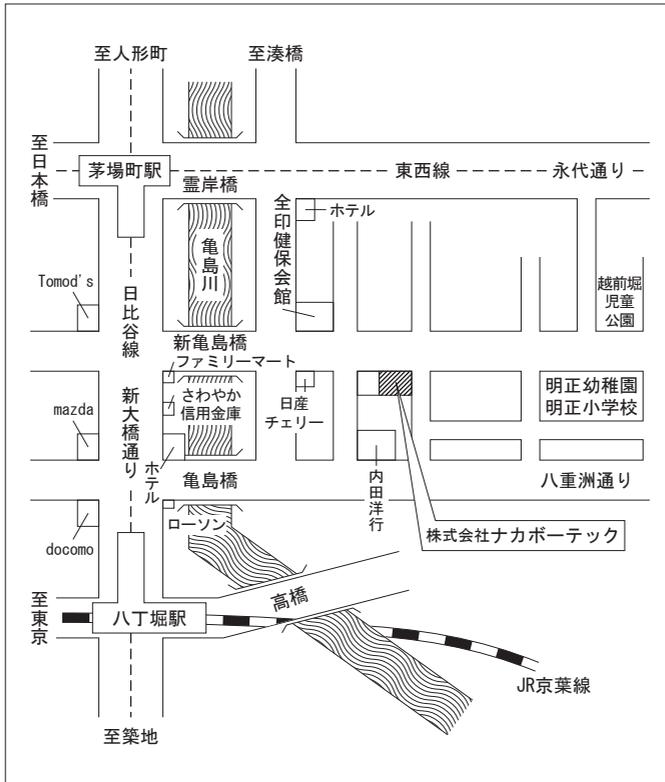
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かどわき 門脇 たかし 隆	2015年6月 当社監査役 現在に至る

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区新川二丁目5番2号  
 当社本店 7階会議室



- 交 通 ●東京メトロ 東西線 茅場町駅下車（3番出口）  
 ●東京メトロ 日比谷線 茅場町駅下車（1番及び2番出口）  
 ●JR 京葉線 八丁堀駅下車（B1番出口）